○経済産業省令第十三号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）を実施するため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関、部局又は機関（以下「行政機関等」という。）が保有する行政文書に係る開示請求又は法第十四条第二項若しくは第四項に規定する申出（以下「開示請求等」という。）を行う者は、開示請求等に係る書面に、当該開示請求等に係る開示請求手数料又は開示実施手数料（以下「手数料」という。）の納付を証明する行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書を添付しなければならない。ただし、行政機関等の事務所のうち行政機関等の長が指定したものにおいて手数料を現金で納付した場合は、この限りでない。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十四号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）を実施するため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求の手続に関する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求の手続に関する省令

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関、部局又は機関（以下「行政機関等」という。）が保有する保有個人情報に係る開示請求を行う者は、当該開示請求に係る書面に、当該開示請求に係る手数料（以下「手数料」という。）の納付を証明する行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書を添付しなければならない。ただし、行政機関等の事務所のうち行政機関等の長が指定したものにおいて手数料を現金で納付した場合は、この限りでない。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十五号

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十六号）の一部の施行に伴い、復旧の目的としない家屋等について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令及び復旧の目的としないこととした公共施設について支払うべき金額の算定基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

復旧の目的としない家屋等について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令及び復旧の目的としないこととした公共施設について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令の一部を改正する省令

（復旧の目的としない家屋等について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令の一部改正）

第一条　復旧の目的としない家屋等について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令（平成十四年経済産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（復旧の目的としないこととした公共施設について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令の一部改正）

第二条　復旧の目的としないこととした公共施設について支払うべき金額の算定基準を定める省令を廃止する省令（平成十四年経済産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十六号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十四条第一項の規定に基づき、電気事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

電気事業会計規則の一部を改正する省令

電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)中

「	長期前払費用	を
「	長期前払費用 前払年金費用	に
「		を
「	事業者間精算収益	に
「	事業者間精算収益 再エネ特措法交付金	に

改める。

「	当初1年を超えた後に費用となるものの前払額を整理する。	」
「	当初1年を超えた後に費用となるものの前払額を整理する。	」
「	振替供給によって得た収益の未収分を整理する。	」
「	振替供給によって得た収益の未収分を整理する。	」
「	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第8条第1項の交付金の未収分を整理する。	」

改める。